

大阪市立湯里小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「いじめをしない・許さない児童」育成のために「湯里小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

① いじめを絶対に許さない学校の環境づくりに関する取組

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第1条」および「第3条」「第13条」を踏まえ、いじめを許さない学校づくりを進めるために、学校教育のすべての場面に「互いの人権を尊重する」ことを基盤に置く。そして、道徳教育・人権教育をはじめとする様々な取り組みを充実させ、児童の意識改革を図るとともに教職員研修を計画的に実施する。

② 未然防止・早期発見のための取組

いじめの未然防止・早期発見のため、児童自らが互いを認め合える「仲間づくり」の取り組みをさらに充実させ、すべての児童が安心・安全に学校生活を送り、規律正しい態度で授業や行事に参加し、活躍できる学校づくりに努める。

③ 家庭・地域との連携

「風通しのよい」学校文化を構築していくため、積極的に学校を開き、保護者・地域と日常的に連絡を取り合い、連携を進める。また、「小中連携」はもとより「保・幼・小」「小小」の連携も深めていく。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1)授業改善

①学習規律の確立や配慮を要する児童への対応

児童が授業時間を主体的に過ごすことで、安心・安全な学校生活につながり、学力向上はもとより、いじめをはじめとする生活指導上の諸課題の未然防止につながっていく。そのため、わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業を追及していく。また、基本的な学習規律を示した「ゆざとの学び方」を教室内に掲示し、視覚支援の観点から指導を行うとともに、教職員が共通認識を持って規律の確立をめざす。

②相互公開授業等「わかる授業」づくりと指導力の向上の具体的な取組

子どもたちが「わかる授業」の創造をめざし、研究授業のさらなる進化と充実を図る。研究討議会では、論議を活発にするため場の設定を工夫しながら進める。また、外部講師を活用した専門研修会や、メンターを中心とした校内研修会等を実施し、教員の指導力の向上をめざす。さらに、学校公開や土曜授業などを活用し、授業・児童の実態を保護者や地域住民に広く周知する。

(2)自尊感情の育成

①一人ひとりが活躍することができる活動を充実させるための取組

友人関係や集団づくりを通し、社会性の育成を進めるために、学年全体での活動や異学年交流を積極的に進める。また、社会見学や出前授業などの「体験的な活動」のさらなる充実と深化を図り、児童が経験し活躍する機会を積極的に設ける。

②友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることでできる集団づくり

学校行事や学年活動においては、各学年に応じて児童自らが目標を立てて実行し、振り返る活動を積極的に行い、達成感や自己肯定感を高めていく。また、児童が人と出会い、関わる中で、その喜びや充足感を味わい、自尊感情や自己有用感を高めていく。

さらに、これらの学習活動を、児童が自分の「キャリアパスポート」に記録し、保護者からのメッセージを受け取ることを通し、成果をより確かなものにしていく。

③ 児童が互いを知り、認め合える機会をつくる取組

児童会活動や各委員会活動、たてわり班活動などの取り組みを通して、児童の交流を積極的に進め、互いの違いを認め合い、それぞれの良さやがんばりにも気づけるような機会を計画して設ける。

(3)いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

①道徳教育や学級活動の充実を図る取組

道徳や人権教育の年間計画のもと、「互いの違いを認め合い、尊重し合う心」を養い、「自分がされていやなことは人にはしない」態度を身に付けさせる。教材やアクティビティを通して、児童がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分な

らどうするかという視点で考え、主体的に「人を大切にする」行動ができるように取り組みを深める。

②命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組

日常の授業や「体験的な活動」の中で、生命の大切さや仲間の大切さを一層認識させる取り組みを深める。

③「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導

いじめている児童、その行為を煽っている児童に対しては、厳しく指導を行うとともに、現象面や事象面だけでなく、その背景にあるものも探る。また、周りで見ていた（知っていた）児童についても『あなたがいじめを防ぐ力になる』ことを自覚させ、学校全体で、いじめを許さない・見逃さない空気を構築する。「自分が言われてうれしい言葉がけ」ができるように、「身体の暴力」とともに「言葉の暴力」についても許さない・見逃さない共通認識の構築に努める。

④ 情報モラルに関する取組

社会全体に情報機器が浸透し、児童が一人一台端末を使用する状況の変化に対応し、「情報モラル・リテラシー教育」を進めるとともに、保護者への啓発を進める。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

① 児童観察の充実と情報の共有化（ささいな変化に気づくことができる体制づくり）

児童のささいな変化を見逃さない教職員の感性のアンテナを敏感にする。遊びやふざけの中にもいじめの兆候が潜んでいないか、集団の中に序列関係が生じていないか等、つぶさに観察する。教職員から児童への声掛けを日常的に行い、相談やSOSを発信しやすい環境をつくる。さらに、スクールライフノートの「心の天気」や「相談連絡機能」なども活用する。また、家庭への連絡や家庭訪問などを通して、保護者との連携を密にし、「共に育てる」意識を共有しながら、児童の変化に気づける体制を強化する。

集まった情報については、関係する教職員で確実に情報共有を行う。学校全体としては、毎月開催している「拡大生活指導部会」や職員会議で共有し、緊急の場合は、職員朝会など全体化する。

② 変化の記録（5W1H）

情報については、5W1H（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）を収集の基本とし、引継ぎができるように記録を残す。

③ 「いじめアンケート」や「相談連絡機能」の活用

一人一台端末での「いじめアンケート」を定期的実施し、「相談連絡機能」を児童が活用できるように整備する。表出した課題については、担当学年の教員をはじめ、管理職や教務主任、養護教諭、生活指導部長など、複数で対応に当たる。

④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

隔週で行う「スクールカウンセラー事業」の活用を進め、児童や保護者がより相談しやすく、アドバイスをしやすい環境をつくる。

⑤ 大阪市教育委員会や外部機関との連携

いじめ事案について学校が把握した情報は、大阪市教育委員会に迅速に報告する。また、必要に応じて、こども相談センターや区役所子育て支援室、子どもサポートネットなどの外部機関とも連携する。

⑥ いじめ相談窓口の周知

大阪市教育委員会をはじめ、所轄警察署（生活安全課少年係）、こども相談センター、区役所子育て支援室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、さらには民生委員・主任児童委員などの関係諸機関との連携を深め、いじめの早期発見に対応できる体制の強化を図り、保護者に対し「いじめ相談窓口」の周知を行う。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

① いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制

いじめ事案を発見または通報を受けた場合は、遅滞なく情報が全教職員で共有できるよう管理職（校長・教頭）へ速やかに報告する。

② 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくり（情報の共有化・教職員の連携等）

管理職は、緊急の「職員会議」や「いじめ対策委員会」を開き、特定の教職員で対応することなく、学校総体で対応するための体制を整備し、解決への対応を進める。

③ 被害児童の保護、加害児童への指導

被害児童の保護や加害児童の保護については「いじめ対策委員会」で具体的な方針や対応を検討し、学校総体で解決にあたる。特に、暴力的な行為や暴力を伴ういじめ事案については、「速やかに止めること」を最優先に対応する。いじめを傍観してい

た児童や児童集団に対しても、自己の問題と捉えさせ、「自分が（自分たちが）いじめを防ぐ力になる」という実践的な取り組みを積極的に進める。

④ 家庭・地域・警察などの関係機関との連携

いじめ事案を確認した場合、児童への指導を行ったうえで、被害児童・加害児童の双方の保護者に連絡して解決を図る。状況により、教育委員会をはじめ、所轄警察署（生活安全課少年係）こども相談センター、区役所子育て支援室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、さらには民生委員・主任児童委員などの関係諸機関との連携を行う。

⑤ ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用

ネット上のいじめ事案については、学校単独での解決が困難な事例もあり、外部の専門機関に支援や協力を求めるとともに、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」の活用も図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 【組織名】…いじめ対策委員会（拡大生活指導部会）

【構成メンバー】

校長・教頭・教務主任・生活指導部長・各学年担当教員・養護教諭

※事案に応じて、必要な教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等も加わる。また、校長・教頭が参加せず、実施後に生活指導部長から内容の報告を受ける場合もある。

【役割】

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

【開催時期】

月1回の定例開催とする。事案発生時には、緊急に開催する。

【年間計画】

<調査>・児童対象いじめアンケート 年3回（6月・10月・1月）

・適宜、学級担任や学年担当による教育相談を実施する。

<研修会>人権教育全体研修会（児童理解研修会・特別支援教育研修会も含む）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

① ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発

学校ホームページや学校だよりを活用し、「いじめ問題」に対する学校のさまざまな取り組みについての情報発信を行う。

②学校協議会への提案・協力体制

学校協議会において、学校の「いじめ問題」の実態について報告するとともに、地域での児童の様子を伺い、学校の取り組みに対しての意見交換を行う。

(3)取組内容の検証

年度末の「いじめ対策委員会」において、1年間の検証と点検を行い、取り組みのさらなる深化充実を図る。また、「運営に関する計画」の立案、進捗状況の学校評価、最終の学校評価のそれぞれにおいて、PDCAサイクルをもとに、取り組み内容の検証と点検を行い、いじめの未然防止の推進と再発防止を図る。

7. 重大事案への対処

- ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

① 学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」などの重大事案が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し対処する。

② 調査組織の設置や事実関係の明確化

教育委員会の指導と支援のもと、校内に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果をふまえた必要な措置を行う。教育委員会が調査の主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。

③ 被害児童及びその保護者への適切な情報提供

被害の児童・保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係など、その他必要な情報を適切に提供する。

※基本のフローチャート

